明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

一
○除籍の一部が滅失した件（法務二七八、二七九）
○治安対策機能強化機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一五五）
○地上デジタル放送人材育成機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五六）
二
○円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五七）
○千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の改正に関する件（同一五八）
○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の一部を改正する件（農林水産一二一八）
三
○保安林の指定をする件（同一二一九～一二二五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二二六～一二二九）
四
○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関として登録を更新した件（国土交通六四六）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（同六四七）
五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一〇六）
○道路に関する件（九州地方整備局八九～九一）
六
○道路に関する件（北海道開発局九一～一〇〇）
七

〔国会事項〕

八

〔人事異動〕

法務省
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

〔叙位・叙勲〕

八

〔皇室事項〕

九

〔官庁報告〕

官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）
九
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（関東運輸局）
一〇

〔公　告〕

官庁
公認会計士懲戒処分、財団、有権者申出方関係
諸事項
一〇

告　示

○法務省告示第二百七十八号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年五月十八日　法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村宮本四百九十九番地　根形福太郎

○法務省告示第二百七十九号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年五月十八日　法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤四百八十九番地　忍足　正雄

○外務省告示第百五十五号

平成二十七年一月十五日にチュニスで、治安対策機能強化機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がチュニジア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年四月十日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　治安対策機能強化機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億八千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年四月三十日まで

4　署名者

日本側　髙原寿一在チュニジア大使

チュニジア側　モンジ・ハムディ外務大臣

平成二十七年五月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五十六号

平成二十六年十一月十七日にリマで、地上デジタル放送人材育成機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がペルー共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年四月十六日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　地上デジタル放送人材育成機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入